

知ることからはじめませんか？

障害当事者講師派遣 のご案内

横浜市社会福祉協議会では、心身に障害のある当事者の方が講師となり、小学校・中学校・高等学校等の教育機関や自治会・町内会、地区社協、企業等に出向き、自らの体験をもとに障害当事者としての想いや障害への理解・合理的配慮について伝える「**障害当事者講師派遣事業**」を実施しています。

講師は、身体障害（肢体不自由や言語障害の方等）のある方や精神障害、発達障害、知的障害、内部障害のある方など様々な方がおり、依頼内容に沿った講師を派遣します。

このような機会にご活用できます！

学校での福祉学習

障害理解の授業を実施したいけど、どのように授業をしようか迷っている

地域での相互理解

地域の中に障害のある方がいるけど何に困っているのかわからない…

企業の社員研修

合理的配慮が義務化されたけど何からはじめればよいの？

どのような講座を実施したいか、まずはお気軽にご相談ください。

※依頼を検討される場合は、2か月前までにご相談ください。

※講師への謝金、開催に関わる経費（会場費等）は原則主催者負担となります（教育機関等で謝金の用意が難しい場合はご相談ください）。

合理的配慮とは…

障害のある人が社会の中で直面する「困りごと」をできる限り取り除いていこうとすることです。



申込み・問合せ

横浜市社会福祉協議会 市民活動支援課（横浜市ボランティアセンター）

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター8階

電話：045-201-8620 FAX:045-201-1620

E-mail：yvc@yokohamashakyo.jp